

エムスリーグループ 腐敗行為防止基本方針

1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（特に断りのない限り、本方針で使われる用語は後述の「行動規範」での定義に基づきます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守すること（「3.3 公正競争」）、汚職・贈収賄、不正・詐欺、ならびに資金洗浄（マネー・ロンダリング）等を含め、あらゆる腐敗行為を禁止すること（「3.10 あらゆる腐敗行為の禁止」）、また、個人的利益相反を禁止すること（「4.2 個人的利益相反」）を宣言しています。

本方針は、行動規範に定めるエムスリーグループの腐敗行為防止に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

2. 腐敗行為防止に関するエムスリーグループの基本方針

エムスリーグループは、基本方針として、以下を含むあらゆる腐敗行為を禁止しています。

1) 公正競争

第三者との間で販売価格の維持、市場分割、供給制限等、市場原理を阻害または破壊する合意や約束等の行為

2) 汚職、贈収賄

- ・ 日本国内外にかかわらず、政府関係者または公務員に対する贈賄
- ・ 金銭に限らず受け取る側の利益になるもの（接待・贈答、政治献金、寄付、協賛、就職の世話、キックバックなど）の授受を、形態を問わず、不正な利益を得る目的で行うこと
- ・ ファシリテーションペイメント（非裁量的かつ定型的な行政サービスに係る手続きの円滑化を目的とした外国公務員等への小額の支払い）

また、エムスリーグループは、法令等により民間企業の役職員に対する便益の提供等が規制されている国または地域においては、当該法令等に違反しないよう適切に行動します。

3) 不正、詐欺

不公平または違法な利益を得るために他者を意図的に欺く目的で行われる、あらゆる不正行為

4) 資金洗浄（マネー・ローンダリング）

違法または不正な手段で得た金銭や資産を、当社の事業活動を含む合法的な経済活動に紛れ込ませ、その出所、所有権、または流れを隠蔽する等の一連の行為

5) 個人的利益相反

エムスリーグループの最善の利益となるように行われるべき判断について、その独立性を損なうことにつながる（あるいは損なうおそれのある）金銭的またはその他の取引関係を、調達先、顧客、競合他社との間で持つ行為など、エムスリーグループとの利益相反を生じる、あるいは生じるおそれのある行為

3. 腐敗行為防止のための体制、取組み

エムスリーグループは、上記の基本方針に基づき、以下の体制、取り組みを整備、実施しています。

・承認の取得、記録の保管

接待・贈答等の利益提供の実施にあたっては、規程等に定めたルールに基づき必要な手続きを経た上で行い、すべての取引の正確な記録を保存します。また、腐敗行為防止の観点から定期的に交際費の記録を事後チェックします。

・寄付・協賛

寄付・協賛は腐敗行為に関与しない方法で実施します。また、どのような性質の寄付であっても、一定以上の金額のものについてはエムスリー株式会社の取締役会による承認が必要となります。

・政治献金

エムスリーグループは、政治的中立の立場を保持し、どのような形であれ、特定政党・政治家の支援は行いません。また、エムスリーグループに有利な立場または政策を推進する目的での政治献金を行いません。

・通報制度

上述の各種腐敗行為を含め、法令違反、会社の定款・規程その他の規則違反、その他コンプライアンス上問題があると判断される行為、またはそれらのおそれのある行為について通報できる社内通報制度を整備、運用します。当該社内通報制度は、匿名による通報も可能で、通報者に一切の不利益が生じないように定められています。なお、エムスリーグループの通報体制運用に関する考え方については、「**エムスリーグループ 通報体制基本方針**」に定められています。

4. 法令遵守・経営倫理

エムスリーグループは、日本国内外にかかわらず、事業活動を行なう各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動をおこないます。

また、取締役会、経営会議のコミットメントのもと、今後も経営倫理実践のための取り組みを推進します。